

伊勢崎市入札・契約制度の一部見直しについて

令和4年4月1日

本市では、公共工事等に関する入札・契約制度について競争性、透明性及び公平性を高めるため、入札・契約制度の見直しを行います。

主な見直し内容は、次のとおりです。なお、見直し内容については、令和4年度から適用します。

つきましては、引き続き本制度の実施についてご理解とご協力をお願いいたします。

1 建設工事における現場代理人の常駐義務緩和の見直しについて（新規）

平成23年6月1日から現場代理人の常駐義務緩和措置を行っていますが、見直しを行います。

【現場代理人の兼務を認める要件】

- (1)兼務する工事がいずれも伊勢崎市が発注した工事であること。
- (2)兼務する時点での請負代金額の合計が3,500万円未満（兼務する工事がいずれも建築一式工事の場合にあっては7,000万円未満）であること
- (3)兼務する工事がいずれも設計図書等に現場代理人の兼務を認めない旨の記載がないこと。
- (4)兼務する工事がいずれも調査基準価格を下回る価格により落札し契約された工事でないこと。

2 建設工事における格付け基準の見直しについて（新規）

①土木一式工事における格付けA(特)の基準見直し

現行：格付けA等級の上位10者

改正：格付けA等級の上位12者

②舗装工事における格付け基準点の変更

現行：総合点800点以上をA等級

改正：総合点850点以上をA等級

③指名停止措置による主観点減点数の変更

指名停止期間等	現行	改正
4箇月以上	-50	-40
1箇月以上4箇月未満	-30	-20
1週間以上1箇月未満	-20	-5
文書注意	-10	

3 建設工事における入札参加資格登録の中間年の再格付け廃止（新規）

入札参加資格登録の中間年の4月1日に主観点の一部見直しを行う再格付けを実施していましたが、これを廃止します。これにより、定期申請当初の4月1日に公表する点数は2年間変更しません。

また、随時申請により認定を受けた業者の格付けを半期毎に実施していましたが、認定後速やかに格付けを実施します。

4 市内業者への優先的発注について（継続）

平成22年度から市内業者への優先的発注に取り組んで参りましたが、引き続き市内業者を優先した発注とします。なお、競争性を確保できない案件については、準市内等の業者とすることもあります。

5 公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡承諾について（継続）

建設業の資金調達の円滑化を推進するため、これまで原則認めていなかった伊勢崎市が発注する建設工事に係る工事請負代金債権の譲渡について、一定の条件を満たした場合には認めることとします。

【条件】

- ・ 債権譲渡先は、(株)建設経営サービス又は群馬県建設事業協同組合とする
 - ・ 市税その他市に対する納付金を滞納していないこと
 - ・ 国その他公共団体等からの債務の取立てについて、債権差押え等の通知を受けていないこと
 - ・ 届出の理由が、債権譲渡をしないと工事の施工に支障があると認められること
- 詳しい手続き方法は、契約検査課にお問い合わせください。

6 小規模工事及び修繕における発注について（継続）

小規模工事及び修繕における発注については、公平で公正な執行と適正な競争性の確保に努めるとともに、市民の疑惑を招くことのないよう透明性を確保しつつ、偏った業者選定とならないよう留意します。

7 入札時の内訳書提出について（継続）

平成26年6月4日に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正されたことにより、ダンピング受注の防止等のための措置として、全ての工事案件について、引き続き入札時に内訳書の提出が必要となります。

8 総合評価落札方式について（継続）

価格と品質が総合的に優れた調達を実現するために、大型案件に対し採用している総合評価落札方式について引き続き採用するとともに、執行時点での社会情勢、技術力の評価や工事内容等をふまえて適用対象案件を決定いたします。

9 社会保険の加入促進について（継続）

入札参加登録業者を対象に、社会保険の加入促進を図るため、引き続き契約時に社会保険加入確認書を提出していただきます。